

ID: 178

担当部署: 都市建設課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町営住宅条例 第30条第1項		
例規番号	平成9年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第30条の規定による。 (高額所得者の家賃等)</p> <p>第30条 高額所得者が普通町営住宅に引き続き入居しているときは、当該普通町営住宅の毎月の家賃は、第13条第1項及び第28条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 町長は、前条第3項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても普通町営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該普通町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で町長が定める額の金銭を徴収することができる。この場合において、同項の期限が到来した日の翌日が月の中途であるとき、又は普通町営住宅の明渡しを行う日が月の中途であるときは、その月分として徴収する金銭は、日割計算による。</p> <p>3 第15条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第16条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日